

**危機的状況です!**

※被害額は令和7年9月末速報値

令和7年の生野区の**約7,430万円** 詐欺被害額は **になっています!**



警察がSNSのビデオ通話等を通じて個人とやりとりをすることはありません。SNSのビデオ通話で「警察手帳」や「逮捕状」を提示することはありません。

**ニセ警察詐欺**



20代・30代も被害に遭っています!

ATMで保険料等の還付金は戻りません。必ず書類での手続きを依頼しています。電話・ATM操作のみでの還付は絶対にありません。

**還付金詐欺**

65歳以上の方は、通話しながらATMを操作してはいけません!!



このような電話があった場合は、焦らず電話を切りましょう。

一人で判断せず、周りの人や警察に相談しましょう。

生野警察署 ☎06-6712-1234

国際電話番号による特殊詐欺が急増中!!  
海外との電話が不要な方は発信・着信を無償で休止できます。

国際電話不取扱受付センター  
☎0120-210-364 (通話料無料)  
オペレーター案内: 平日9:00~17:00  
自動音声案内: 平日、土日祝24時間

市内在住の65歳以上の方を含む世帯を対象に、固定電話に設置する自動通話録音機の無償貸与を行っています。\*電気料金は自己負担

☎06-6715-9012  
区地域まちづくり課4階44番



**特殊詐欺啓発動画**

YouTube・区役所1階モニターで放送中!



YouTubeはこちら



令和8年 生野区 **記念式典**

二十歳のつどい

1月11日

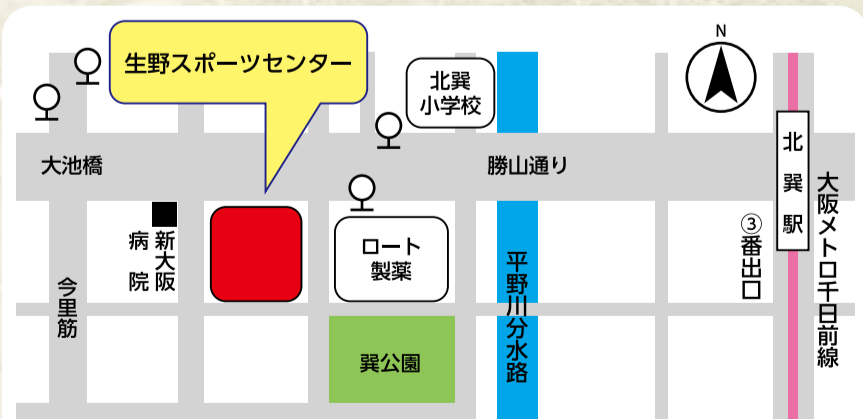
13:00~(開場12:30)

— 成人の日の前日です —

輝かしい未来へ向かう皆さんの新たな門出をお祝いして、「令和8年 生野区二十歳のつどい」を開催します。

生野スポーツセンター(巽西1-1-3)

- ・大阪シティバス「巽北一丁目」下車すぐ
- ・いまざとライナー「大池橋」下車、東へ約400m
- ・Osaka Metro「北巽」駅 3番出口より西へ約1km



駐車場はありません。車での来場はご遠慮ください。

平成17(2005)年4月2日~

平成18(2006)年4月1日に生まれた方

対象

民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられましたが、「生野区二十歳のつどい」はこれまでどおり20歳の方(その年度に20歳を迎える方)を対象に開催します。



くわしくは区HPをご覧ください



◀昨年度の式典の様子

問合せ 生野区二十歳のつどい実行委員会(区地域まちづくり課 4階44番)

☎06-6715-9734 ☎06-6717-1163